

ケネーの「箴言」について

著者	渡辺 輝雄
雑誌名	関西大学経済論集
巻	22
号	5-6
ページ	531-561
発行年	1973-03-23
その他のタイトル	On Quesnay's 'Maxims'
URL	http://hdl.handle.net/10112/14981

論 文

ケネーの『箴言』について

渡 辺 輝 雄

1. ケネーの『箴言』とその学説体系

ケネー (François Quesnay) の著作の一つに、「農業王国の経済的統治の一般的箴言」(Maximes générales du gouvernement économique d'un royaume agricole) なる文書があることは、一般によく知られている。この文書自身は、1767年に出版されたデュボン・ド・ヌムール (Du Pont de Nemours) 編纂の『フィジオクラシー』(*Physiocratie, ou constitution naturelle du gouvernement le plus avantageux au genre humain*) の第1巻に、はじめて発表されたものであった。しかし現在パリの「国立文書館」(Archives nationales) に保存されている『経済表』(*Tableau Economique*) の初版のものと見られる草稿から判断すると、その原型をなす文書は、デュボンも指摘しているように¹⁾、1758年の12月にヴェルサイユ宮殿において印刷されたといわれる『経済表』の初版にすでに含まれていた。すなわち、この草稿は、第2版のものとほとんど同型の「経済表」に加えて、22箇条の「箴言」(Maximes) から成る「国民年収入の分配の変化についての注意」なる文書を含んでいるのである²⁾。これはまた、若干の変更を加えられて、1759年に出版された『経済表』の第2版および第3版にも受け継がれている。すなわち、第2版には「シュリ氏王国経済の抜粋」の表題をもった23箇条の

1) Cf. *Physiocratie*. t.I, Yverdon, 1768, pp. 83-4.

2) 坂田太郎訳、『ケネー経済表』、9-13ページ、および巻末付録、II. Les étapes de l'évolution des Remarques aux Maximes, (3)-(6)ページ参照。

「箴言」が付加されていたが、それは、初版の「箴言」を一部拡充し、またその数箇条に注を付けたほか、新たにこれに一箇条を追加したものであった³⁾。第3版においてはそれは、第2版と同じ表題で、さらに1箇条を追加されて、24箇条となっている。ここでも「箴言」は一部拡充されており、特に目立った変化として、注が著しく増加しているのである⁴⁾。この「箴言」は次いで、1760年に出版されたミラボー侯爵 (Marquis de Mirabeau) の『人間の友』 (*L'Ami des hommes*) の最終巻「解説付経済表」 (*Tableau économique avec ses explications*) および1763年に出版された同じ著者の『農業哲学』 (*Philosophie rurale, ou économie générale et politique de l'agriculture, etc.*) に受け継がれている。すなわち、『人間の友』の「解説付経済表」においては「繁栄の機械の自由な運行に必要な条件において考察された経済表」の表題で⁵⁾、また『農業哲学』においては「経済的統治の一般的箴言」の表題で⁶⁾、それぞれ24箇条の「箴言」が述べられているのである。しかしこれらは、数字その他若干の変更はあったが、内容的には注を除去した第3版の「箴言」とほとんど変りがなかった。『フィジオクラシー』における「箴言」は、明らかに、このような一連の変化発展の最終到達点をなすものであった。それは、『経済表』第3版以後の「箴言」に新たに6箇条を追加して、30箇条に拡大したものであり、さらに『人間の友』以後「箴言」より除去されていた注を、新たに「箴言に関する注解」 (*Notes sur les Maximes*) という独立の文書としてこれに付加したものであったのである⁷⁾。

3) Cf. *François Quesnay et la Physiocratie*, II, 1958, pp. 669—673. 前掲坂田訳, 40—48ページ参照。

4) Cf. *Tableau économique par François Quesnay*, [3. Ausgabe, 1759], hrg. von M. Kuczynski, Berlin 1965, S. 19—40.

5) Cf. Mirabeau, *L'Ami des hommes, suite de la sixième partie, Tableau Economique avec ses explications*, 1760, pp. 86—100.

6) Cf. Mirabeau, *Philosophie rurale, ou économie générale et politique de l'agriculture, etc.*, Amsterdam, 1763, pp. 280—286.

7) Cf. *Physiocratie*, t.I, 1768, pp. 85—139. 前掲坂田訳, 166—215ページ参照。

ケネーはなお、1757年刊行の『百科全書』（*Encyclopédie*）第7巻に執筆した「穀物論」（Grains）においても、16箇条に及ぶ「経済的統治の箴言」（*Maximes de gouvernement économique*）を発表していた⁸⁾。しかしこの文書は、一般に「箴言」（*Maximes*）⁹⁾と総称されて、「経済表」と対比されている『経済表』初版以後の上記諸文書とその性格を幾分異にしている。それ故われわれは、「穀物論」のそれについてはのちに触れることとして、当面『経済表』以後の「箴言」だけを取りあげることとする。

ところで、「経済表」の発明と同時に、ケネーによってその著作のなかに加えられたこの「箴言」とは、いったい、なんであったのか。それは、かれの学説体系中どのような位置を占めるものであったのであろうか。アウグスト・オンケン（August Oncken）はかつて、ケネーの「経済表」は「一般にそれ自体では解かれえないのであって、全学説体系との関連においてのみ理解されうるものである¹⁰⁾」ということを述べるとともに、この学説体系が三つの構成部分より成るということを指摘していた。すなわち、その第1の構成部分は、ケネーがミラボアの『人間の友』第4部の付録として公表した「地方のアカデミーおよびその他の学会に提出された、人口、農業および商業についての重要質問」であり、第2は「経済表」、第3は「箴言」であるというのである。オンケンによれば、これら三つのものは一体となって「一の統一的全体」を形成しており、「三構成部分」は相互に制約しあい、そのいずれも他の二者を顧慮せずに単独にそれだけでは把握されえない¹¹⁾。体系の全体は社会の医学ないしは衛生学の観点から成り立っている¹²⁾。まず、「質問」（*Questions*）は、た

8) Cf. *François Quesnay et la Physiocratie*, II, pp. 496—502. 坂田太郎訳、『ケネー—経済表以前の諸論稿』, 204—214ページ参照。

9) ≪*Maximes*≫には「箴言」のほか、「格率」、「準則」、「原則」等の訳語があてられている。

10) A. Oncken, *Geschichte der Nationalökonomie*, Leipzig 1922, S. 387.

11) Vgl. *ebenda*, S. 393.

12) *Ebenda*, S. 401.

たとえば「土地は牛を用いて耕作されているか、それとも馬を用いて耕作されているか。かかる二種の耕作法における生産額と経費との差異は。なぜ最も多くの利益を挙げる耕作法が採用されないのか。……¹³⁾」等といった質問群から成っており、いわば「最初の手続き、聴診の役を演じている¹⁴⁾」。次に「經濟表」は、第1に、「社会の健康あるいは病気の状態について判断するために」、「社会機構内部における經濟的諸力についての表象を与える」こと、および第2に、「社会的諸関係を物理的自然現象と同様に計算に委ねるため、すなわちそれを計算可能にするための道具として役立つ」ことをその使命とする「認識の道具」であって¹⁵⁾、「いわば社会体をレントゲン線で照らして見るための装置にはかならない。「しかもそれにおいては単に骨格や筋肉構造のみでなく、また内部の血液の循環、脈搏および万一の欠滞の観察も行われるのである¹⁶⁾」。最後に、「このようにして病気の状態が透視され、あるいは診断が下され、そしてさらに、病気の予想される今後の発展方向（予後）が予知されるならば、どのような治療法が今後適当であるか（適応しているか）の問題が生ずる。」、「箴言」はそのために登場する。「箴言」は、「容体に適する実際的な処方と戒律」にとっての方針を与えているのである¹⁷⁾。

このような医学ないしは医療との類推によるオンケンのケネー学説体系の解釈は、いうまでもなく、ケネーが外科医師であったということから引きだされたものである。はっき断っておくが、われわれはこの解釈を必ずしも牽強附会な説だとはばかりは考えていないのである。1758年の12月か1759年のはじめのことであったと想像されているが、ケネーは、『經濟表』の初版をミラボーに送

13) Quesnay, *Œuvres*, publiées par A. Oncken, p. 258. 坂田訳、『ケネー經濟表』、303ページ。

14) Vgl. Oncken, *a. a. O.*, SS. 398-399, 401.

15) Vgl. *ebenda*, S. 388.

16) *Ebenda*, S. 394.

17) Vgl. *ebenda*, SS. 394, 401.

るにあたって、その手紙の中で¹⁸⁾、次のように述べていた。

「私は、支出と生産物とを把握しやすい形で表示し、また政府が経済秩序にもたらしうる斉整と混乱とを明確に判断するために、経済秩序の基本的図表 (tableau fondamental de l'ordre économique) を作ろうと努力しました。私はその目的を達したかどうかをごらん下さい。……あなたのこの前の手紙には、個々人の努力は非常に空しいということが書いてありましたが、力を落してはなりません。というのは、おそろしい危機がやってきて、医学の知識に頼らなければならなくなるでしょうから¹⁹⁾。」

すなわち、これによると、「経済表」の発明当時、ケネーは明らかに医学よりの類推で経済問題を考えていたのである。ケネーの学説体系についてのオンケンの解釈が、多かれ少なかれ、ケネー自身の考えであったということもまた充分推測されうるのである。

しかし、たとえケネーの著作の奇妙な形式の謎が医学との類推によって解け、しかもかかる類推が、事実またケネー自身の考えであったとしても、類推は類推されるものの全部を説明しうるものではない。むしろ説明が類推にとどまる限り、類推は却って類推されるものの個有の性質を曖昧にする。いったい、ケネーの経済学的諸著作には、経済学あるいは社会科学の固有の性格からくる体系的つながりは存在しなかったのか。かれはその諸著作の社会科学的性格およびそれらの体系的つながりについてなんら述べていなかったのであろうか。われわれはこの問題についての示唆を、ケネーの最初の著作集『フィジオクラシー』を編集したデュボンの編集方針のうちに見出すことができるように思うのである。周知のように、ケネーはその諸著作をそれぞれ独立の論文として発表し、自らそれらを統一ある全体として敘述したことがなかった。『フィ

18) Cf. G. Weulersse, *Les manuscrits économiques de François Quesnay et du Marquis de Mirabeau aux Archives nationales*, 1910, p. 12, M. 784, 3 liasses, No. 21.

19) S. Bauer, Quesnay's Tableau Economique, appendix, *The Economic Journal*, Vol. V, 1895, p. 20; G. Schelle, *Le docteur Quesnay*, annexes, 1907, pp. 389—90.

『ジオクラシー』においてデュポンは、これらの独立の論文を集めて、一つのつながりをもった「学説の集成」をつくり上げようとしていたのである。かれはその「編者の解説」(Discours de l'éditeur)において次のように述べている。

「私は、私の教育に役立ったし、また他の人々のそれにも役立ちうるであろう個別の諸論文を、一般的で共通の表題のもとに編集する。これらの論文の著者は、その大部分を逐次、当時私がその編集に当たっていた、人類の幸福に不可欠な科学の発展を目的としている定期刊行物〔『農業、商業および財政雑誌』〕を充実させるために、私のもとに寄託したのである。それらのものを別々の巻に離ればなれに掲載したのでは、私の熱意は少しも満たされない。私は、それらの論文のつながりをもっとはっきりさせるために、また人間の自然権(droit naturel)と、社会の自然的秩序(ordre naturel)と、結合して社会を形づくる人間にとって可能な最も有利な自然法(loix naturelles)とを明証をもって説明する決定的で完全な学説の集成をつくりあげるために、それらを接近させなければならないと思うのである。

これら三つの大きな対象ははっきり別個のものであるが、しかし本質的には全体として連繫しているのである。それらを混同することは、それらを誤解していることであろう。それらを別々に研究して、それらの関係を検討しないのは、決してそれらを全面的に認識しようとすることではなからう²⁰⁾。」

ここでわれわれにとって当然問題となるのは、「人間の自然権」、「社会の自然的秩序」ならびに「結合して社会を形づくる人間にとって可能な最も有利な自然法」とは、いったい、なにを意味するのかということである。デュポンは続いて、この点について長文の説明を行っていた。しかしわれわれがここで指摘しておきたいのは、かれがこの説明の中で、ケネーが「自然権」、「自然的秩序」および「自然法」を論じ、あるいは明示した著作として、それぞれ、その「自然権論」(Le Droit naturel.)、「経済表の分析」(Analyse de la formule

20) *Physiocratie*, t.1, Discours de l'éditeur, pp. 1—11.

arithmétique du Tableau Economique.) および「農業王国の経済的統治の一般的箴言」を挙げていたということである。デュポンは「事情があつて引き離されていたが、その性質上相互に結びついている諸論作のこの蒐集から生ずるであろう本のプラン²¹⁾」について述べながら、それを構成する諸論作の各々の性格についてこう説明していたのである。

「最初の論作〔『自然権論』〕は、人間の自然権をそのあらゆる面から、またそのあらゆる外的関係について検討している。これに続く『経済表の分析』は、物理的社会秩序 (l'ordre social physique) を目に見せてくる。最後にくる『経済的統治の一般的箴言』は、社会にとり明らかに最も有利なこの秩序の自然法を呈示しているのである²²⁾。」

もちろん、ケネーの論作はたんにこの三つにつきるわけではない。デュポンは続く『フィジオクラシー』の第2巻を、ケネーの「経済問題」(Probleme économique), 「商業と工匠の労働とに関する対話」(Dialogues sur le commerce, et sur les travaux des artisans.), すなわち「商業について——H氏とN氏とのあいだの第1の対話」と「工匠の労働について——第2の対話」, および「第2経済問題」(Second Problème économique)の四つの論文で編集していた。しかしデュポンはこの第2巻を「政治経済学の概念の若干のものに関する討議と敷衍」と呼んでおり、ケネー学説の一般的敘述、その体系的展開はむしろその第1巻にあるとしていたのである。かれは直前の引用に続いて、次のように述べている。

「学説のこの一般的敘述ののちに、私はこの論集に、政治経済学の若干のものに対する特殊的是であるが、興味ある討議と敷衍とを含む第2部を付加した。しかし読者が自然権、自然的社会秩序、社会にとつての自然法についての、またわれわれの幸福のためにわれわれの行動をそれに従わせる必要とその方法についての系統的知識を見出すことのできるの、第1部においてであつ

21) *Ibid.*, p. XV.

22) *Ibid.*, p. XVI.

て、フィジオクラシー (Physiocratie) の科学、すなわち最も完全な統治を本質的に構成している自然的秩序の科学は、まさにこの明瞭で理路整然たる知識のうちに存するのである²³⁾。」

いったい、デュボンによるこのようなケネーの学説体系の理解は正しかったのであろうか。ケネー自身実際にそのように考えていたのであろうか。問題は、「自然権」、「自然的秩序」および「自然法」なるものをケネー自身がどのように考えていたかということである。われわれはそれらについてのケネーの説明を聞いてみなければならぬ。ただその前に、オンケン²⁴⁾は、当然のことであつたが、デュボンによる上のようなケネーの著作集の編集に不満であつたということを付言しておこう。かれは『フィジオクラシー』に「質問」が収録されていない点についてこう述べていたのである。

「デュボンは『質問』を『フィジオクラシー』に入れることさえしなかつた。でも、経済表をこの補充なしに理解することは、全く不可能なのである²⁴⁾。」

2. 「自然権」、「自然的秩序」および「自然法」とはなにか。

ケネーは『自然権論』の冒頭において、「人間の自然権は、人間がその享受に適する諸物に対してもつ権利であると漠然と定義されうる¹⁾」と述べている。この定義は、かれ自身認めているように、漠然としている。しかしのちに指摘するように、この漠然とした定義のうちに、じつは、かれの「人間の自然権」についての独特な考え方への配慮がひそんでいたのである。

ケネーはかれの自然権論の出発点をホブズ (Thomas Hobbes) においていた。ホブズによれば、すべての人間はその「自然権」(Right of Nature) として、その生命を維持するためにあらゆることを行う自由をもつものであ

23) *Ibid.*, pp. XVI—XVII.

24) Oncken, *a. a. O.*, S. 399.

1) *Physiocratie*, t. 1, p. 1. *F. Quesnay et la Physiocratie*, II, p. 729. 島津・菱山訳、『ケネー全集』第三巻, 53ページ。

る。このことは、いいかえるならば、各人は本来あらゆるものに対して権利をもつということである。しかも自然は各人の心身の能力を平等につくった。この能力の平等から、各人の自然権行使のための目標の競合とその目標達成の途上における相互の争とが生ずる。それ故人間はその「自然の状態」においては、万人の万人に対する「戦争状態」に陥らざるをえず、結局その生存をも脅かされることとなるのである。しかるに人間の理性は、この状態から脱出してその生存を全うするために各人が遵守すべき「戒律または一般的規則」(Precept, or generall Rule) を教える。この理性の教える「戒律または一般的規則」が、「自然法」(Naturall Law) と呼ばれるものであるが、「自然法」は、なによりもまず、人間に平和を求めさせる。人びとは他人もそうするならば、自分はすべてのものを自由に取り取る権利を放棄してもよいと考えるようになった。そこで契約という行為が必要となる。この契約は強制力を必要とする。相互信頼の協定は、それに違反する場合、その違反者がきびしく罰せられる恐怖がなければ無効であるからである。しかるにこのような有効な制裁力を創造する唯一の方法は、すべての人が自分の所有する「自然の状態」における自由の権利を放棄してただ一人の人もしくはただ一つの集団に譲渡し、こうして多数の個人の権利を一身に結集させた巨大な支配者を存在させることである。多数の人びとがこの巨大な支配者のもとに結合統一されて社会秩序ないし国家秩序がつくりだされるとき、すべての人の平和な生存も確保されるのだというのである²⁾。

ケネーはこのようなホッブズの社会・政治思想に反対しているのである。かれは「自然権」についての「哲学者たち」の多くの見解のなかから、特にホッブズの見解を取りだし、まずこれに批判を加えている。

「若干の哲学者たちは、万人に万物に対する権利を与えるという人間の自然権に関する抽象的観念に眩惑されていて、人間の自然権を、人間相互の純粋な

2) Cf. T. Hobbes, *Leviathan*, Everyman's Library, Chap. XIII, XIV, XV, pp. 63—83. 水田洋訳『リヴァイアサン』, 世界古典文庫, 227—284ページ参照。

独立の状態と、無制限の権利を相互に奪いあおうとするかれらのあいだの戦争状態とに限ったのである。したがって、これらの哲学者の主張によれば、ある人が、協約あるいは合法的権力によって、自己の享受に適するすべてのものに対してもつ自然権の若干部分を奪われる場合、かれの一般的権利は破壊されるのである……。

しかしこの[・]万[・]人[・]の[・]万[・]物[・]に[・]対[・]す[・]る[・]自[・]然[・]権[・]という抽象的觀念の不毛に注意が払われれば、自然的秩序そのものに合致するように、この人間の自然権を、人間がそれを享受することのできる物〔の範圍〕に縮小しなければならないであろう。そうなればこのいわゆる一般的権利も、実際にはごく限られた権利となろう。……各々の人間の自然権が現実においては、かれがその労働によって獲得することのできる部分に限られるということは、よくわかってもらえるであろう。なぜならば、[・]各[・]人[・]の[・]万[・]物[・]に[・]対[・]す[・]る[・]権[・]利[・]とは、空中を飛びまわるすべての羽虫に対する各々の燕の権利と似ているのであって、実際にはこの燕の権利も、燕がその労働、すなわち欲求に命令されたその探索によって、とらえうる羽虫に限られているのだからである。

純自然の状態においては、人間の享受に適する物は、自然が自生的に生産するものに限られており、これらのものに対しては、各々の人間は、その労働によって、すなわちその探索によって、その中のなんらかの部分を獲得することによって、はじめて自分の不確定な自然権を行使することができるのである³⁾。」

ケネーがここでいおうとしていたのは、[・]な[・]に[・]よ[・]り[・]も[・]ま[・]ず、人間の「自然権」、すなわち「その享受に適する諸物に対する権利」は、「[・]純[・]自[・]然[・]の[・]状[・]態[・]」においても、決してホップズのいうように「あらゆる物に対する権利」というような無限の権利ではなく、それを獲得する労働によってはじめて確定される有限の権利だということであった。ケネーのこのホップズ批判は、誰でも気が付くよ

3) *Physiocratie*, t.I, pp. 7—8; *F. Quesnay et la Physiocratie*, pp. 731—732. 島津・菱山訳, 64—65ページ。

うに、明らかにジョン・ロック（John Locke）の『統治論』（Two treatises of government, 1690.）における見解に依拠したものであった。よく知られているように、ロックはそこにおいて暗黙のうちにホブズを批判の対象として論じていた。ロックによれば、人間の「自然の状態」は決して、人間相互のあいだの「戦争状態」を意味するものではない⁴⁾。たしかに、「人間は、ひとたび生れたからには、自己保存の権利、したがって飲食物その他自然が人間の生存のために与えてくれる物に対する権利を有する⁵⁾」。しかし人間はかれらの「共有物」たる自然からそれらのものを各自の労働によって取りだす。人間の「身体」（Person）は人間各自の「私有財産」（property）であるから、この場合かれは、それを自然本来の状態から取りだすことによって、それに自己の私有財産たる労働を付加し、混合してしまい、そうすることによってそれを自分の私有財産とするのである。すなわち、かれはそれに対する他人の共有権を排除することができるのである。少なくとも共有物として他人にとっても充分、しかも同様に役立つものが残されている場合、かれ以外のなにびともそれに対して権利をもたない。同様のことは土地そのものについてもいえる。人間は、その作物を利用するために耕作する土地をその私有財産とするのである。ただ、このような労働による私有財産は、当然、人間がそれをその生活のために無駄なく利用できる範囲内にとどめられる。これは、「理性の法則」（law of reason）たる「自然法」（law of Nature）の定めであるというのである。それ故、私有財産（＝所有権）についての争いの生ずる余地はほとんどありえないのである⁶⁾。ケネーがこのようなロックの考え方を採りいれていたということは、ケネーがさきの引用に続いて、さらに次のような結論を引きだしていたことを見れば、いっそう明らかであろう。

4) Cf. Locke, *The Works of John Locke*, Vol. 4, 1824, pp. 348—349. 松浦嘉一郎訳、『ジョン・ロック政治論』, 246—247ページ参照。

5) *Ibid.* p. 352. 松浦訳, 253ページ。

6) Cf. *Ibid.*, pp. 353—356. 松浦訳, 254—260ページ参照。

「これより次のことが結論される。すなわち、(1), 人間の万物に対する権利というのは、観念的なものにすぎない。(2), 諸物のうち、純自然の状態において人間が享受する部分は、労働によって獲得される。(3), 人間の享受に適する諸物に対する人間の権利は、自然の秩序 (l'ordre de la nature) ならびに正義の秩序のなかにおいて考えられるべきである。なぜなら、自然の秩序のなかにおいては、この権利は現実の所有によって保証されない限り不確定であり、そして正義の秩序のなかにおいては、それは、他の者の所有を侵害せずに、労働によって獲得された、自然権を有効ならしめる所有によって確定されるのだからである。(4), 純自然の状態においては、人間はめいめい探索によってかれらの欲求を充足することにせまられており、かれらの生存に資するために必要なかれらの仕事に障害しかもたらさない戦争に、互に徒らに没頭するのにその時間を空費するようなことはしないであろう。(5), 自然の秩序と正義の秩序とのなかで理解された自然権は、人間が相互に関係しあっているあらゆる状態に拡張されるのである⁷⁾。」

この結論は、もちろん、ロックの思想と完全に一致しているわけではない。しかしこれまでのところでは、われわれはむしろ、ケネーが大筋においてロックを踏襲していたということを強調しておかなければならない。ケネーの見解のロックとの相違がはっきりしてくるのは、続いてケネーが「人間の自然権の不平等について」論ずる辺りからである。すでに見たように、ホブズにおいては人間の「自然権」とは、なによりもまず、独立で自由な人間の平等不可侵な生存権という内容をもつものであった。ロックもまた同様に自由で平等な人間の「自己保存権」を問題としていたのである。それ故、ロックはこの問題を、事実上、人間の自己労働による私有財産の獲得という問題に移しかえながら、しかもなお、かかる私有財産を人間が腐敗などの無駄をせずに利用することのできる範囲に限定していたのである。たしかにケネーも、かれがまだ経済

7) *Physiocratie*, pp. 8—9; *F.Q. et la Physiocratie*, pp 732—733. 島津・菱山訳, 65—66ページ。

学の研究に従事していなかったとみられる1747年という時期において、人間の「自然権」の平等を説いていた。すなわち、かれは『動物生理に関する自然学的試論』（*Essai physique sur l'oeconomie animale*）の第2版に追加された第3巻において、次のように論じていた。

「自然秩序において考察されるすべての人間は、根源的に平等である。銘々の人間は苦痛の罰を受けながら、その生活を保持することを余儀なくされる。のみならず銘々のものは、ひとり自己自身に対してのみ、掟の厳しさを負うのである。それゆえつよい利害が、かれをそれに服従させることになる。しかし誰も、その保存にとって必要な財の分前を区別し、かつ定める権限を、生れながらにしてもつわけではない。だからして一切の人間は、銘々が別々に生れながら、差別なく一切のものに対しての権利を有することになる。しかるに秩序は、銘々の人間がこの一般的かつ不定の権利を放棄することを欲する。なぜというに銘々の権利は、事実上自然そのものによって、自己保存に必要な財の分量に限られるからである⁸⁾。」

これは、「自然権」を人間の平等不可侵な生存権として考えようとする伝統的な（ただしポップズとロックとを折衷したような）見解である。しかし1766年ないし67年の経済学者ケネーは、明らかに、このようには考えていなかった。かれは、「純自然の状態」にあって「探索」に従事する人間さえ、「肉体ならびに精神的諸能力」と「手段すなわち用具」とを備えなければならないということを描したのち⁹⁾、人間の「自然権」における不平等について、次のように述べていた。

「しかしながら、肉体的ならびに知的諸能力と、その他各個人の〔用いる〕手段とを併せ考えてみるならば、われわれはなおそこに自然権の享受に関する

8) Quesnay, *Œuvres*, 1888, p. 755. 坂田訳, 『ケネー経済表以前の諸論稿』, 16ページ。

9) Cf. *Physiocratie*, P. 10; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 733. 島津・菱山訳, 66—67ページ参照。

大きな不平等を見いだすであろう¹⁰⁾。』

もちろん、ロックも人の天賦の才能、強弱などに若干の差別のあることは認めている。しかしかれは、神の被造物である他の動物でも同じ種の生きものが無差別に同じ利益すべてを享受し、同じ能力を行使するように、人間もすべて人間としての能力、権力、欲望、感情等を神により平等に作られているのであると主張しているのである¹¹⁾。これに反してケネーは、「自然権」の不平等を人間の立ち入ることのできない「宇宙の構成における神の意図」であるとしていた。かれは上の引用に続いてこう述べているのである。

「この不平等は、この根源においては正義とも不正義とも無関係であって、それは自然の諸法則の結合から生ずるものである。しかし人間は、宇宙の構成における神の意図のなかに入りこむことができないから、神がその被造物の形成と保持のために制定した不易の規律の目的にまでは手が届かないのである¹²⁾。』

たしかに、ロックも、「自然状態」における人間が貨幣の発明以後、その利用しうる以上のものを「合意」によって所有するにいたること¹³⁾、およびそれによって私有財産の不平等が生ずることを認めていた¹⁴⁾。しかしケネーと異なりロックの場合、出発点は飽くまで平等な人間であったのである。ケネーと、ロックあるいはホブズとの相違は、いったい、なにを物語るものであろうか。ホブズおよびロックにおける「自然状態」の人間の平等性の仮定が、市民革命を体験したイギリス社会の反映であったように、ケネーにおけるこのような人間の「自然権」の不平等の仮定は、アンシャン・レジームにおけるフランス社会の反映であったとすることができるであろうか。一般的にいえば、

10) *Physiocratie*, p. 11; *F.Q. et la Physiocratie*, p.733. 島津・菱山訳, 67ページ。

11) Cf. Locke, *op. cit.*, pp. 340, 368—369. 松浦訳, 232—233, 279—280ページ参照。

12) *Physiocratie*, p. 11; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 733—734. 島津・菱山訳, 67ページ。

13) Cf. Locke, *op. cit.*, p. 359. 松浦訳, 263ページ参照。

14) Cf. *ibid.*, pp. 366—367. 松浦訳, 275—276ページ参照。

やはりそういえるであろう。しかしこのような一般的答えが答えにならないということは、ルソーを引きあいになすまでもなく、すでに見たように、当のケネー自身が1747年の時点では、人間の「自然権」の平等を想定していたことでわかる。それならば、違いは政治的立場の違いを表わすものであろうか。ケネーとルソーとの相違を考慮するならば、われわれはこれをそうでないと否定することはできないであろう。しかし1747年のケネーと1766年のケネーとのちがいを、同じように政治的立場の相違として説明できるであろうか。たしかに、ケネーは1749年以後、はじめは国王の寵妃ポンパドゥール夫人（Madame de Pompadour）の侍医として、またのちには国王ルイ15世の顧問医として官廷に奉仕する身となっている。しかしこの事実からして、47年のケネーと66年のケネーとのちがいを、その間におけるかれの政治的立場の変化の現れとして説明するのは、あまりにも卑俗な政治主義的解釈という誹りを免れないであろう。

じつは、1766年のケネーがロックを離れ、また1747年の医師・自然科学者ケネーと異なっていたのは、かれにおける経済学の完成によるものであった。66年の経済学者ケネーの脳裡にはつねに、「経済表」に描かれた社会的再生産過程の体系的全体像が去来していた。そこでは、それぞれその経済的諸機能において規定された社会諸階級がそのそれぞれ異なった機能において社会的再生産過程に参加しており、そしてそれらの階級はこの社会的再生産過程への参加によって、それぞれ社会的生産物の分配に与っているのである。この分配は、かれらの社会的再生産への参加の機能に応じ異なり、決してすべての人間に平等に行われているのでない点に注意しなければならない。ケネーが人間の「自然権」、すなわち「人間の享受に適する諸物」（＝生産物）に対する権利の不平等を説くのは、このような社会的再生産過程に参加する人間のあいだの社会的生産物の分配の不平等に根ざしていたのである。いうまでもないことと思うが、人間が完全に独立し孤立している「純自然の状態」における人間の「自然権」の不平等というケネーの想定は、社会を形成する人間の社会的生産物の分配の不平等

等を根源的に合理化するための設定にすぎなかったという意味である。

事実、かれは人間の孤立状態を仮定する「純自然の状態」なるものを否定している¹⁵⁾。かれはむしろ、人間はつねに「相互に関係しあっている状態」すなわち社会形態のもとにあるものと考えていた。かれは人間生活の最小単位としてむしろ家族を考えており、その家族の構成員相互の関係を次のように描いていたのである。

「最強者が家長になることは自然的秩序によるものであるが、かれが自分と利害を共にして生活している人びとの自然権を侵害するのは、正義の秩序にもとることである。この場合、各人の自然権の享受には相互補償の秩序があるのであり、各人は家族のすべての個人のためになるようにすべきであり、また各人は、自然から命ぜられた義務と、各人がその能力に応じて社会のために寄与する協力とに應ずる分配的正義の秩序そのものに従って、家長から規制されるべきである。甲と乙とはそれぞれ異なった仕方で社会に寄与するのであるが、甲の仕事は乙の仕事の負担を軽くしている。このような仕事の割り当てのおかげで、各人はいっそう完全に自分の仕事をなしとげることができる。そしてこのように相互に補足しあうことにより、各人はほぼ同じように社会のために貢献するのである。それ故各人は社会において、社会の労働の協力から生ずる利益に応じて、自分の自然権を全面的に享受するにちがいないのである。そして社会のために貢献することができない人びとは、この個別の社会が獲得することのできる生活のゆとりに応じて、その利益の分配に与るにちがいないのである。……¹⁶⁾」

われわれは、この小型の社会においてすでに社会構成員のそれぞれの機能における社会的生産への協力ならびにそれに應ずる社会的生産物の分配とこの協

15) Cf. *Physiocratie*, p. 18; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 736—737. 島津・菱山訳, 72—73ページ参照。

16) *Physiocratie*, pp. 19—20; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 737. 島津・菱山訳, 73ページ。

力による生産力の増進とが想定されている点に十分注意しなければならない。のちに見るように、これらの想定こそ、じつは、ケネーの「経済表」の構想の前提をなすものであったからである。

ケネーはこのような家族社会のほかに、なお二つの社会形態を区別していた。その一つは、人間が「群居の状態」(état de multitude)にある場合であり、もう一つは、人間が「実定法」(lois positives)とそれを遵守させるための「主権」(autorité souveraine)のもとに社会を形成している場合である。「群居の状態」とは、「人間間の交流は不可避的であるが、しかしまだ、かれらを主権の権威のもとに社会に結合させて、一つの政治形態にかれらを服従させる実定法が存在しない」状態である¹⁷⁾。たとえば、「砂漠の野蛮人の集団」はかかる状態にあるものと考えられるが、「このような状態にあっては人間は、かれらに富の所有を保証する守護権力 (puissance tutélaire) が存在しないから、農業によっても牧畜によっても富を獲得することができない」のだというのである¹⁸⁾。この主張は、裏を返えすと、富の増大は、富の所有を保証する「守護権力」を必要とするということである。実際、かれは、「群居の状態」においても人間は少くとも「その一身の安全のためにかれらのあいだに暗黙の、あるいは明確な協約」を必要とするだろうが¹⁹⁾、かれらの所有する富が増加すると、もはやこの体制では不十分で、富の所有権を保証するためにかれらは「明文の、あるいは慣習的な実定法と、この法を遵守させるための主権」とを必要とすることになるだろうと述べているのである。重複を厭わず引用しておこう。

「かれらの所有する富がさらに莫大で、もっと散在しているか、あるいはも

17) Cf. *Physiocratie*, p. 20 ; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 737. 島津・菱山訳74ページ参照。

18) Cf. *Physiocratie*, pp. 20—21; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 737—738. 島津・菱山訳, 74ページ参照。

19) Cf. *Physiocratie*, p. 21; *F. Q. et la Physiocratie*, p. 738. 島津・菱山訳, 74ページ参照。

っと略奪の危険にさらされているならば、これらの民族の体制はかれらに富の所有権を保証するためには十分ではないであろう。この場合かれらには、明文の、あるいは慣習的な実定法と、この法を遵守させるための主権とが必要となるだろう。なぜなら、かれらの富が奪われ易く、たんに公德心にゆだねられているときには、あまり徳義的でない同国人たちに、他人の権利を侵そうという欲望を起させることになるだろうからである²⁰⁾。」

ここでもケネーはロックを踏襲している。周知のように、ロックは、「自然状態」のもとに増大する各人の私有財産——それは貨幣の発明以来個人の生活の必要の限度を超えて増大していた——を保護するために国家権力が、したがってまた国家権力のもとに形成される「政治社会」(political society)あるいは「市民社会」(civil society)が成立するものと考えていたのである²¹⁾。しかしロックとの関連はともかく、ケネーは以上見てきたことから、一般に「社会の形態」について次のように結論していたのである。

「それ故、社会の形態のいかんは、各人が所有し、あるいは所有することができ、しかもその保存と所有権とを確保しようと望んでいる財の多少に依存している²²⁾。」

ところで、実定法と主権のもとにある社会が、このように各人の富の増加の結果として富の保存とその所有権の保護のために生じたものであるとすれば、かかる社会はたんに富の増加の結果であるばかりでなく、また富のいっそうの増加を可能にする社会形態であるということになる。こうして、ケネーは、社会秩序を成立させる契約や主権は人間の「自然権」を制限するとするホブズの見解に対して、「自然権」はむしろ反対にかかる社会形態のもとにおいてこそ増進するものであると、次のように主張するのである。

「したがって、人間は、従属的地位におかれている場合、というよりむしろ

20) *Physiocratie*, pp. 21—22; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 738. 島津・菱山訳, 75ページ。

21) Cf. Locke, *op. cit.*, pp. 387—389. 松浦訳, 309—312ページ参照。

22) *Physiocratie*, p. 22; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 738. 島津・菱山訳, 75ページ。

ろ、実定法と守護権力 (autorité tutélaire) のもとにある場合、かれらの所有者たるの権能を大いに拡張するのであり、またしたがって、かれらの自然権の行使を制限するどころか、大いに拡張するのである²³⁾。]

さて、われわれはこれまでケネーによるホップズ批判を検討することによって、人間の「自然権」についてのかれの主張をある程度知ることができた。しかしかれは『自然権論』において、いったいなにを積極的に主張しようとしていたのであろうか。『自然権論』の最終章、第5章は「主権のもとに社会に結合された人間の自然権について」という表題になっているのであるが、かれはこの章の冒頭においてこう述べていたのである。

「社会といっても、あるものは君主的権力によって、またあるものは貴族的権力によって、また他のものは民主的権力によって、等、統治されるものである。しかし結合して社会を形成している人間の自然権の本質を決定するものは、かかる種々の権力の形態ではない。なぜならば法律はかかる形態の各々において大いに变化するからである。臣民の権利を決定する政府の法律はほとんどつねに実定法すなわち人為の制度に帰するからである²⁴⁾。」

国家権力の形態のいかに問題の中心をおいていた『統治論』のロックに対して、ケネーがこれを、社会を形成する人間の「自然権の本質」の決定にとって無関係なものとして、取上げようとしていない点に注意しなければならない。ケネーは明らかに、ここでなによりもまず、主権と実定法のもとに社会を形成する人間の「自然権」を本質的に決定するものはなにかということを問題にしていたのであり、そして主権と実定法とは決してこれを決定するものではないと主張していたのである。すでに見たように、少なくとも「純自然の状態」においては人間の「自然権」は人間各自の労働によって決定された。社会を形成する人間の「自然権」を決定するものは、いったい、なんであったのであ

23) *Physiocratie*, p. 22; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 738. 島津・菱山訳, 75ページ。

24) *Physiocratie*, pp. 22—23 ; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 738—739. 島津・菱山訳, 75—76ページ。

うか。かれはこの問題にこう答えているのである。

「……結合して社会を形成する人間の自然権の範囲を知るためには、可及的最良の統治 (gouvernement) を構成する自然的諸法則 (lois naturelles) に留意しなければならない。人間が服従しなければならないこの統治は、結合して社会を形成する人間にとって最も有利な自然的秩序 (ordre naturel) と実定的秩序 (ordre positif) とのうちに存するのである²⁵⁾。」

この説明は大変わかりにくい。最新のケネー著作集の編集者はこの箇所にはわざわざ次のような注をつけていた。「この一節とこれに続く箇所とは、ケネーの著作の最も有名な箇所に数えられる。〔しかし〕これらの常套語句はもののみごとに打撃を受けているのだということを認めなければならない²⁶⁾」。われわれはとにかくまず、「これに続く箇所」なるものを見ておくこととしよう。

「それ故、結合して社会を形成する人間は、自然法と実定法とに服従しなければならない。

自然法は物理的 (physiques) か、あるいは道徳的 (morales) かである。

ここに物理的法則とは、明らかに人類に最も有利な物理的秩序のすべての物理的事件の規則的運行を意味する。

ここに道徳的法則とは、明らかに人類に最も有利な物理的秩序に適合する道徳的秩序のすべての人間行為の規範を意味する²⁷⁾。」

著作集の編集者はここにも、「これら二つの文章は無意味であるか、そうでなければ、それら内部の矛盾と二つの文章のあいだにある矛盾とによって互に破壊しあっている……²⁸⁾」という大変ひどい注をつけていた。しかしわれわれは虚心にこれらの文章を検討してみなければならない。まず上の二つの引用

25) *Physiocratie*, p. 24 ; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 739—740. 島津・菱山訳, 77ページ。

26) *F. Quesnay et la Physiocratie*, note, p. 740.

27) *Physiocratie*, pp. 24—25 ; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 740. 島津・菱山訳, 77ページ。

28) *F. Quesnay et la Physiocratie*, note, p. 740.

から「実定的秩序」および「実定法」に關説する部分を取り除いて考えてみることにしよう。そうした場合、われわれは第1の引用から、さしあたり、次の二つのケネーの主張を読み取ることができる。すなわち、第1は、「人間が服従しなければならない」「可及的最良の」「統治」は、「社会を形成する人間にとって最も有利な自然的秩序」のうち存するということであり、第2は、このような「統治」あるいは「自然的秩序」を構成するものが「自然的諸法則」であるということである。

第2の引用に移ろう。ここでまずケネーは、「自然法」（「自然的諸法則」）には、「物理的」「自然法則」と「道徳的」「自然法則」とがあるといっているのである。いま、「道徳的法則」についてはこれをあと廻わしにして、引用中の「物理的法則」についての説明だけを取れば、それは、われわれが第1の引用から引きだした「自然的秩序」と「自然的諸法則」との関係の説明と全く一致してくる。すなわち、ケネーはここで、「物理的法則」とは「物理的事件の規則的運行」にはかならないのであるが、それはたんなる「物理的事件の規則的運行」ではなく、相互に一定の規則をもって関連しあいながら全体として「人類に最も有利な」「秩序」を構成している物理的諸事件の「規則的運行」を意味するのだといっているのである。だから、「物理的自然法則」は、それを全体として取れば、「物理的（自然的）秩序」そのものにかならないこととなるのである。それならば、「物理的（自然的）秩序」ないしは「物理的自然法則」とは、いったい、具体的になにを意味していたのであろうか。ケネーは同じ時期(1767年)に発表した「シナの専制政治論」(Despotisme de la Chine)において同じ問題を論じながら、「社会の秩序の自然的法則」についてはっきり次のように述べていた。

「社会の秩序の自然的法則とは、人間の生存、維持および便宜にとり必要な財の永続的再生産の物理的法則そのものである²⁹⁾。」

29) F. Quesnay et la Physiocratie, p. 921. 勝谷在登訳、『ケネー支那論』, 161ページ。

もはや、ケネーのいう「結合して社会を形成する人間にとって最も有利な自然的秩序」なるものがなにを意味するかは明らかであろう。それは、かれの「経済表の範式」に表示されている社会的再生産の全過程なのであり、かれの言葉をもってすれば、そこに表示される「同額の年再生産を永久に保証する規則的秩序³⁰⁾」であったのである。のちにもう一度指摘する機会をもつが、「経済表の範式」は、当時のフランスの全可耕地を最高度に発展した生産方法をもって耕作した場合の社会的再生産過程を示したものであって、まさにフランス社会を形成する人間にとって最も最利な再生産の秩序にほかならなかったのである。同様に、われわれは、「自然的秩序」を構成する「物理的法則」がなにを意味するかも明確に理解することができる。それは、かかる社会的再生産過程の運動を支配する経済的諸法則にほかならなかったのである。

ところで、「自然的秩序」と「物理的自然法則」とがこのようなものであると理解されるならば、われわれはまた、社会を形成する人間の「自然権の範囲」を知るためには、「自然的秩序」を構成する「自然的諸法則」に留意しなければならないとするケネーの主張がなにを意味するかも明確に理解することができる。周知のように、「経済表」に表示された「自然的秩序」は、たんに「一王国の領土の富の規則的な年々の再生産の秩序」であるばかりでなく、それはまたその「分配の秩序」でもあった。社会を形成する人間の「自然権の範囲」、すなわちかれらがどのような「範囲」において社会の富を取得することができるかは、まさにこのような社会的再生産の秩序の中で決定されることであつたのである。ケネーが最初「人間の自然権」を定義して、これを莫然と「人間がその享受に適する諸物に対してもつ権利」とせざるをえなかったのは、その「範囲」の決定が、このような「再生産と分配の秩序」の認識を前提としていたからである。

最後に、われわれは、かれのいう「道徳的法則」なるものがなにを意味した

30) *Ibid.*, p. 799. 坂田訳、『ケネー経済表』, 141ページ。

かを検討してみなければならない。ケネーはこれを「人類に最も有利な物理的秩序に適合する」「人間行為の規範」であるといっているのである。これが、最も有利な社会的再生産を実現するために人間が行わなければならない「行為の規範」の意味であることは明らかであろう。社会的富の再生産は、社会の諸階級の参加によって行われる。人間に最も有利な社会的再生産過程が、一定の規則をもって相互に連繫する諸過程の全体、すなわち、かれのいわゆる「物理的秩序」であったように、かかる社会的再生産過程に参加し、これを実現すべき人間の諸行為もまた相互に連関する全体、すなわち「秩序」を構成しているのである。さきの定義にいう「道徳的秩序」が、この相互に連関するべき人間行為の全体を意味していたことはいうまでもなからう。

ところで、以上見てきたような論理展開の上に立ってケネーは、主権者の制定する「実定法」は、したがって当然、「物理的法則」と「道徳的法則」とかなるこの「自然法」に準拠して制定されなければならないものであると主張するのである。かれはさきの「物理的法則」と「道徳的法則」の説明に続いて、こう述べているのである。

「これらの法則は全体で、自然法と呼ばれるものをかたちづくっている。あらゆる人間およびあらゆる人間の権力は、神によって制定されたこれら至高の法に従わなければならない。これらの法は、不易で、拒否しえない、可及的最良の法であり、したがって最も完全な統治の基礎であり、またあらゆる実定法の根本の規則なのである。なぜならば、実定法は、明らかに人類に最も有利な自然的秩序に関係する管理の法にすぎないからである³¹⁾。」

このように「実定法」が「自然法」、すなわち「物理的法則」と「道徳的自然法」とに、あるいはむしろ構造的には「物理的法則」によって規定された「道徳的自然法」に準拠して制定される場合、「実定法」のもとに維持される

31) *Physiocratie*, pp. 25—26; *F. Q. et la Physiocratie*, p. 740. 島津・菱山訳, 77ページ。

政治的・社会的秩序，すなわち，かれのいう「実定的秩序」は，当然，「人間に最も有利な自然的秩序」に合致したもので，すなわちかかる「自然的秩序」を実現し維持すべき法制的・政治的体制だということになる。この体制こそ，かれが「人間が服従すべき」「可及的最良の統治」，あるいは「最も完全な統治」と呼ぶものであって，かれの目指す実践的課題が，かかる「最も完全な統治」の実現にあったことはいまでもなからう。「最も完全な統治」の実現は，社会的富の再生産に最も有利な社会的秩序（生産関係の総体）を実現することによって，たんに社会的富の再生産を最大限に拡大するばかりでなく，また同時にかかる富の社会諸階級への分配をも拡大するのである。それ故，かれは「各人の自然権」について次のように述べていたのである。

「各人の自然権は，結合して社会を形成する人間に最も有利な秩序を構成する可及的最良の法がしっかりと遵守されるのに応じて，拡張することは明白である³²⁾。」

もちろん，「実定法」，したがってまた「実定的秩序」が，「自然法」ないし「自然的秩序」に背馳する場合があります。この場合には，社会の富の再生産およびその分配に重大な打撃が与えられるのである。ケネーはそのような場合について，次のように述べていた。

「社会の基礎は，人間の生存と，人間を守るべき力にとり必要な富とである。したがって，たとえば，一王国の領土の富の規則的な年々の再生産ならびに分配の秩序に背馳する実定法の採用を助長するのは，ただ無知あるのみであろう。そこにおいて理性の光が統治を照らすならば，社会や主権者にとり有害なすべての実定法は消えうせるであろう³³⁾。」

この最後の箇所は，もちろん理性は「実定法」を「自然法」に合致させざるをえないということである。しかしそのためには，この理性は，あらかじめ

32) *Physiocratie*, pp. 29—30 ; *F. Q. et la Physiocratie*, p. 742. 島津・菱山訳，80ページ。

33) *Physiocratie*, p. 28; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 741. 島津・菱山訳，79ページ。

「自然法」の知識によって教育されていなければならない。だからケネーは上の引用に続いて、わざわざこうつけ加えていたのである。

「ここで問題とされているのは、自然法の研究によってきたえられ、拡充され、完成された理性なのである³⁴⁾。」

ところで、さきに見たように、デュポンは「農業王国の経済的統治の一般的箴言」をもってこの「自然法」を呈示したものだといっていたのである。果してそのようにいうことができるであろうか。「箴言」は、1758年の「注意」(Remarques)以来一貫して「経済表」の秩序を成立させるための諸条件を「人間行為の規範」(＝「道徳的法則」)とそれを必要とする経済法則上の理由(＝「物理的法則」)という形で述べたものであって、まさに「自然権論」における「自然法」の概念と一致するものであった。しかも1767年のケネーは明らかに「箴言」を「自然権論」の論旨に関連づける工作を行っていた。たとえば、かれは「一般的箴言」の「箴言第2」として、新たに次のような箇条を付け加えていたのである。

「国民が、明らかに最も完全な統治を構成する自然的秩序の一般法について教えられること。人定法学は、政治家を養成するのに充分ではない。行政の職務を志す人々が、結合して社会を形づくる人間にとって最も有利な自然的秩序の研究に従事することが必要である³⁵⁾。……」

これは、われわれが最後に引用した『自然権論』の主張と全く同趣旨の提言である。1767年の段階においてケネーがその学説の基本的構成を、デュポンと同様に考えていたのだということは十分に推測されるのである。

3. 「箴言」の実践的意義

ケネーが経済学の研究を開始した18世紀の中頃のフランスは、すでにアンシ

34) *Physiocratie*, p. 28 ; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 741. 島津・菱山訳, 79ページ。

35) *Physiocratie*, p.86 ; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 950. 坂田訳, 『ケネー経済表』, 166—167ページ。

ジャン・レジーム末期の諸困難を露呈していた。かつてコルベールの重商主義体制の基礎をなしていた工業の壊滅、国家財政の破綻、農業の荒廃による農村の疲弊、飢饉の頻発、こういったものが、ケネーの目にした当時のフランス経済の一般的な状況であった。のちの「自然権論」の用語をもっていえば、主権のもとに社会を形成する人間の「自然権」はまさに危機に瀕していたのである。かれはこのようなフランスの一般的窮状を、結局、富の唯一の源泉である農業の衰退に因るものとし、フランス再建の途は農業の再建にあると考えたのである。かれの最初の経済学の論文は、フランス農業の衰退とその再建とをテーマにしたものであった。

ケネーはまず、『百科全書』(*Encyclopédie*) 第6巻(1756年)に発表した「借地農論」(Fermiers)において、当時フランスに行われていた二種類の農業経営、すなわち富裕な「借地農」による三圃式馬耕経営を定型とする「大農法」(*grande culture*)と、貧しい「分益農」による二圃式牛耕経営を定型とする「小農法」(*petite culture*)とを比較検討し、そのあらゆる点において資本家的経営たる「大農法」の遙かに優れていることを明らかにし、当時の荒廃したフランス農業を再建するためには、これを可能なかぎり大農経営化(=資本主義化)する必要があると論じていた。そしてかれは次いで、『百科全書』第7巻(1757年)に発表した「穀物論」(Grains)において、フランスの全可耕地6000万アルパンの半分にあたる3000万アルパンの良好地に大農経営が実施され、「農業の完全な再建」が実現した場合に予想される国民収入を計算し、これをフランスの現状における国民収入と比較していた。現状は、既耕地3600万アルパン中、北部地方の僅か600ないし700万アルパンに「大農法」が行われていたにすぎなかったが、「農業の完全な再建」が実現すれば、農業生産力は、経費の30%しか生産しない現状から、約100%を生産する状態に引き上げられ、総生産額も現状の5億9500万リーヴルから、その約3倍にあたる18億1500万リーヴルに、そして地主の地代にいたっては7650万リーヴルから、その5倍

強の4億リーヴルに増大するにいたるだろうと述べていたのである¹⁾。

ところで、このケネーの農業再建論についてわれわれが特に指摘しておきたいのは、かれが、フランス農業の再建を阻み、それを現在のような悲惨な状態に陥れている原因として、フランスにおける穀物の輸出入取引の禁止と「耕作者」に対する封建的な恣意的課税とを挙げている点である。かれによれば、穀物の輸出入取引が禁止されているフランスにおいては、穀物の価格は、平均して、借地農がようやくその生活を維持できる程度のもをもたらずにすぎない。それは耕作のわずかな拡大によっても低下し、借地農そのものの存立すらも不可能にする。それ故、フランス農業の大農化を促進し、生産の拡大を実現するためには、なによりもまず、穀物の輸出を自由化し、穀物の価格を国際的平均価格までひき上げ、これを安定させなければならない。この国際的平均価格、すなわちかれのいう「良価」(bon prix)は、耕作の経費をはるかに超過しており、耕作者にその経営の大農化に必要な資本の蓄積フェンドとしての利潤を得させるばかりでなく、国際的な需給の平均化によって安定していて、耕作の拡大による産出高の増加によって著しく低下するということがないから、大農化による生産の拡大を可能にするのだというのである。しかし耕作者が、こうして獲得した利潤を現実に資本に転化して生産の拡大を行なうためには、なお、フランスにおいて恣意的課税の改革が実行されなければならない。さもなければ、不確定な課税に対する不安から、かれらはこの利潤を農業へ投ずることを躊躇せざるをえないからである。ケネーはこの段階では、恣意的課税の改革案として借地料に比例する課税を提案していたのである。要するに、ケネーは穀物の輸出入取引の禁止と封建的恣意的課税こそフランス農業を今日の荒廃に追いやった最大の原因であり、穀物取引の自由化と恣意的課税の改革なくしては、フランス「農業の再建」、すなわちその大農経営化＝資本主義化はあ

1) 渡辺輝雄、「ケネーの『経済表』と『利潤』 範疇——横山正彦教授の反批判に答えて——」(1),『東京経大会誌』,第58号,141—151ページ参照。

りえないと述べていたのである²⁾。

じつは、地主の収入400リーヴル（社会的規模では、その100万倍の4億リーヴル）を仮定する「經濟表」の初版は、このように「借地農論」および「穀物論」においてケネーによって想定されたフランス農業の大農經營化＝資本主義化、すなわち、かれのいうフランス「農業の再建」の結果を、社会的再生産過程を表示する図表の形で示したものであった。さきに述べたように、それは、フランスの良好地3000万アルパンに資本家的大農經營が実施された場合のフランス經濟の未来図であったのである。それと同様に、地主の地代600リーヴル（社会的規模では、6億リーヴル）を仮定する第2版および第3版の「經濟表」は、資本家的大農經營が当時の既耕地4000万アルパンに拡大実施された場合のフランス經濟の未来図であり、また『經濟表の分析』の「範式」は、資本家的大農經營の実施がフランスの全可耕地6000万アルパンに及んだと仮定した場合の社会的再生産を表示したものであったのである³⁾。もちろん、このように農業の資本主義化が高度に発展した場合を想定する「經濟表」が、なぜ利潤範疇を欠く単純再生産の図表として描かれなければならなかったかは問題であろう。しかし少くとも最後の「範式」についていえば、それは、フランスのすべての可耕地が当時知られた最高の生産方法により完全に耕作されつくした場合を仮定したものであるから、一切の富の源泉を農業＝土地に求めるケネーの立場からすれば、当然単純再生産の図表として描かれざるをえなかったのである。また、それが利潤範疇を欠いているのは、農業がこのような最高の発展段階に達した場合、資本家の借地農はもはや資本蓄積＝拡大再生産のために蓄積ファンドとしての利潤を必要とせず、しかもかれらのあいだに行われる競争は、土地の賃貸借契約の更新に際して、この利潤をすべて地主と主権者の地代収入に転化させてしまうということが仮定されていたからである。要するに、「經濟表」は無利潤・単純再生産の体系でありながら、当時フランスの北部地

2) 渡辺輝雄，前掲論文（2），『東京経大会誌』，第68号，1—11ページ参照。

3) 前掲論文（1），『東京経大会誌』，第58号，141—157ページ参照。

方に発展しつつあった資本主義的農業経営が全国的規模で実施された場合に想定される社会的再生産過程を表示したものにはかならなかつたのである⁴⁾。

われわれは、もはやケネーが「自然権論」において「自然的秩序」と呼んだものが、実際上なにを意味していたかをはっきり知ることができる。それは、アンシャン・レジームのフランスにおいて、ようやく進展しつつあった資本家の生産様式の全面的な発展の姿であり、来たるべき、あるいは実現されなければならない資本主義社会の全体像であったのである。「物理的自然法則」とは、また、当然かかる資本家の生産様式を支配する経済的諸法則であった。われわれにとって重要な点は、このような資本主義的生産様式ないしはその経済的諸法則が、「自然的秩序」あるいは「物理的自然法則」として、すなわち神の制定した「秩序」あるいは「法則」として、本来実現されなければならないものとされている点である。「実定法」と「実定的秩序」、すなわち人間の制定した法とそれによってもたらされる社会秩序とは、本来「自然法」あるいは「自然的秩序」に合致させられなければならないものであるというのがかれの主張であった。「実定法」や「実定的秩序」が後者と背馳する場合、社会の富の再生産および分配に重大な打撃が与えられるからであるというのである。われわれはいまや、「自然法」や「自然的秩序」と背馳する「実定法」や「実定的秩序」によってケネーが具体的になにを考えていたかをはっきり知ることができる。それは資本主義生産の実現を阻む重商主義的あるいは封建的な制度や法律であって、穀物の輸出入取引の禁止や封建的恣意的課税はその最たるものであったのである⁵⁾。

4) 前掲論文(2), 『東京経大会誌』, 第68号, 34—53ページ参照。

5) ケネーは『経済表』の第3版の「経済表の説明」において、「生産的支出に対する前払」すなわち農業資本を「衰退」させる「主要な原因」として、次の八つ原因をあげていた。「(1) 耕作者の前払を対象とする悪しき課税形態。(2) 徴税費のための租税の過重負担。(3) 過度の装飾の奢侈。(4) 過度の訴訟費。(5) 土地の生産物の対外商業の欠如。(6) 粗生産物の国内商業における、ならびに耕作における自由の欠如。(7) 農村住民の一身上の困苦。(8) 生産的支出の階級への年純所産の帰還の欠如。」

これに反して、穀物取引の自由化や借地料に比例する課税は、おそらく、守られなければならない原則としては、かれのいう「道徳的自然法」そのものを意味し、また制定された法律あるいは実施された制度としては、「自然的秩序」ないし「自然法」に合致した「実定法」あるいは「実定的秩序」でなければならなかったのである。たとえば、穀物取引の自由化についていえば、それは穀物の「良価」を実現させ、ひいてはフランス農業の大農化＝資本主義化、すなわち、かれのいう「自然的秩序」を実現させるのだからである。だから、穀物の輸出入取引の自由の原則は、「一般的箴言」においても「箴言第16」(『經濟表』の第1, 第2および第3版においては、第11条)として、次のように述べられているのである。

「粗生産物の對外商業を毫も妨げないこと。なぜならば売行あつての再生産であるからである⁶⁾。」

この「箴言」はきわめて簡単である。しかしこの「箴言第16」につけられた「註解」を見るならば、われわれはそこに、この方針が実施された場合にもたらされる経済的效果について、さきにわれわれが述べたものと同趣旨の説明を見出すことができるのである⁷⁾。

租税の徴収についても、われわれは「一般的箴言」の「箴言第5」(『經濟表』の第3版までは、ともに第7条)とその「註解」とに、資本保護の観点でいっそう徹底した課税方針とその経済的效果についての詳細な解説を見出すことができる⁸⁾。要するに、「箴言」はその全体において、資本主義的生産方法を全フランス的規模において確立して、可能なかぎり最大の社会的再生産を実

(Cf. *Tableau économique par François Quesnay*, hrg. von M. Kuczynski, S. 17—18. 坂田訳, 37—38ページ参照。)

6) *Physiocratie*, p. 93; *F.Q. et la Physiocratie*, p. 953. 坂田訳, 171—172ページ。

7) Cf. *Physiocratie*, pp. 127—129; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 971—972. 坂田訳, 203—205ページ参照。

8) Cf. *Physiocratie*, pp. 88—89, 99—105; *F.Q. et la Physiocratie*, pp. 950—951, 957—960. 坂田訳, 168, 176—182ページ参照。

現し、維持するために採られなければならない経済上の指針を、その経済的効果の解説とともに、述べたものであった。その意味では、それは、いわばケネーの経済政策論の体系であったとすることができよう。

その点『穀物論』の「経済的統治の箴言」は、「政策論」というよりもむしろ、経済法則そのもの、すなわち、かれのいわゆる「物理的法則」だけを述べたものであって、当然なことであったが、そこでは「経済表」との関連はまだ考慮されていないのである。

(1973. 1. 15)